

平成14年 臨時第6回

# 新得町議会議録

開 会 平成14年11月29日

閉 会 平成14年11月29日

新得町議会

## 第 6 回臨時町議会会議録目次

### 第 1 日 ( 1 4 . 1 1 . 2 9 )

開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
日 程 第 1  会議録署名議員の指名 .....	3
日 程 第 2  会期の決定 .....	3
諸般の報告 ( 第 1 号 ) .....	3
行政報告 .....	3
日 程 第 3  議案第 7 1 号  議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について .....	5
日 程 第 4  議案第 7 2 号  特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について .....	6
日 程 第 5  議案第 7 3 号  職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について .....	7
日 程 第 6  議案第 7 4 号  平成 1 4 年度新得町一般会計補正予算 .....	1 0
日 程 第 7  議案第 7 5 号  平成 1 4 年度新得町営農用水道事業特別会計補正 予算 .....	1 3
日 程 第 8  議案第 7 6 号  平成 1 4 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算 .....	1 3
日 程 第 9  議案第 7 7 号  平成 1 4 年度新得町水道事業会計補正予算.....	1 4
閉会の宣告 .....	1 5

平成14年第6回新得町議会臨時会

平成14年11月29日(金曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	議案第71号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第72号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第73号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第74号	平成14年度新得町一般会計補正予算
7	議案第75号	平成14年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
8	議案第76号	平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
9	議案第77号	平成14年度新得町水道事業会計補正予算

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案第71号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第74号 平成14年度新得町一般会計補正予算  
 議案第75号 平成14年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算  
 議案第76号 平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算  
 議案第77号 平成14年度新得町水道事業会計補正予算

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	斎 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10番	金 澤 学	議員
11番	石 本 洋	議員	13番	松 尾 為 男	議員
15番	黒 澤 誠	議員	16番	高 橋 欽 造	議員
17番	武 田 武 孝	議員	18番	湯 浅 亮	議員

欠席議員（1人）

12番	古 川 盛	議員
-----	-------	----

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝
総 務 課 長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長	長 尾 正
施 設 課 長	村 中 隆 雄
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	武 田 芳 秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
-------	-----------

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	渡 辺 美 恵 子
書 記	田 中 光 雄

---

## 開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、12番、古川盛議員の1人でございます。  
ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年臨時第6回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

## 開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。  
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番、川見久雄議員、2番、藤井友幸議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。

---

## 諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。  
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。  
[ 斉藤敏雄町長 登壇 ]

◎斉藤敏雄町長 9月12日、定例第3回町議会以後の行政報告を行います。  
9月19日には、町道西1線歩道橋新設工事の入札を行いまして、落札をいたしております。  
また、9月22日には、新得小学校開校100周年の記念式典が執り行われました。  
次ページにまいりまして、9月26日には、ごみの有料化問題につきまして、臨時町内会長会議を開催いたしまして、考え方の説明をいたしております。  
9月28日には、全国原生自然環境保全フォーラムが新得で行われました。これは全国に5地区の原生自然環境保全林があるわけですが、その5地区の関係者が参加して行われたところであります。

9月29日には、第1回目のしんとく新そば祭りが開催されまして、たいへん盛会裏のうちに終了いたしております。

次ページにまいりまして、10月1日には台風21号が発生いたしまして、本町におきましては農業被害で7.65ヘクタール、林業被害では207ヘクタール、これは皆無面積ではなくて、被害のあった面積を集計した数字でありまして、本町におきましてはたいへん軽微で済んだというふうに考えております。

10月2日には、町営浴場機械設備改修及び煙道取替工事の入札を行いまして、落札をいたしております。

4ページにまいりまして、10月8日には、懸案でありましたフクハラ屈足店の新築工事の地鎮祭が執り行われております。

次ページにまいりまして、10月15日には、町道新内屈足線道路舗装補修の入札を行いまして、落札をいたしております。

10月17日には、しいたけ生産団地の完成記念式典が行われました。

10月18日には、元新内出身の佐久間洋子さんから、100万円のご寄附をいただいております。

10月18日からごみの有料化出前説明会を実施いたしてございまして、この日現在で34町内会で実施いたしております。

また、10月20日には、新得発祥のスポーツ「フロアカーリング」の全国大会が本町で開催されております。

次ページにまいりまして、毎年この時期に行っております町政懇談会「こんにちは町長です」を実施いたしまして、特に本年のテーマは、合併問題、町の財政状況、ごみの有料化について、9会場で実施したところであります。

10月28日には、知事の市町村訪問「ふれあいトーク」が帯広で行われまして、管内における行政課題についての懇談が行われたところであります。

次ページにまいりまして、10月31日には、屈足商業地域公共駐車場整備工事の入札を行いまして落札いたしております。

11月3日には、新得町功労賞贈呈式が行われまして、記載の2名のかたがたの贈呈を行ったところであります。

次ページにまいりまして、11月6日には、北海道町村会の本州町村の行政並びに産業施設等に関する現地調査が行われまして、出席いたしました。

11月10日には、屈足南小学校開校50周年記念式典が行われております。

11月11日には、消防署職員採用試験の面接を実施いたしました。新年度におきまして1名採用の予定であります。

次ページにまいりまして、同じ日ではありますが、道の酪農畜産課の竹林課長が来庁いたしました。これは、BSE関連で死亡牛も含めて全頭検査に移行していきます。そのためにBSE検査施設を町内の狩勝産業の敷地内に設置をするという説明がなされております。全道で7か所にこの施設を設置するわけではありますが、家畜保健所の施設として、死亡牛一頭一頭、全頭を検査することになりました。併せて狩勝産業では、その専用施設ということで新たに施設を建設することになりました。従前から悪臭の問題、いろいろ大きな課題になっていたわけではありますが、これらの工事と合わせてその改善対策も進めるといふふうにお聞きをいたしております。来年中に全施設が完成いたしまして、平成16年度から検査体制がスタートすることになります。

同じ日ではありますが、サホロスーパー大回転競技大会の組織委員会が開催されております。

11月12日には、町内の企業訪問ということで、全部で29事業所を訪問いたしました。

11月14日には、北電の新得電力所長が来庁されまして、電力料金の値下げに伴って合理化を進めなければならないということで、全道的にその見直しを進めているようではありますが、本町におきましては来年4月1日に送電課と変電課を帯広に移転するために、関連いたします職員12名が減員になる旨の報告がありました。

同じ日ではありますが、西十勝森林組合の櫻井組合長ほか関係者が来庁いたしまして、その後の再建状況等の説明がなされております。

次ページにまいりまして、11月15日には、職員採用の面接試験を行っております。これは本年度末までに8名が退職をいたします。それに伴って15年度には1名の職員の採用を予定いたしております。

11月19日には、西部行財政研究会議が清水町で行われました。これは新得・清水・芽室の3町による広域行政の在り方、また、財政のシミュレーションの結果、併せて合併に伴うメリット、デメリットの検討結果を確認いたしましたところでもあります。なお、議員の皆様がたにもその報告書が配布されたかと思しますので、後ほどご検討いただきたいと考えております。

11月21日には、大雪山国立公園新得地区の登山道等維持管理連絡協議会が開催されました。これは、トムラウシの登山道で雨の際に登山道が水没してしまうという問題点がございまして、環境省、林野庁、支庁、教育局、町、山岳会等が協議会のメンバーでありまして、これらの関係機関が、より連携協議をして、危険箇所の改善に取り組んでいくということを確認いたしました。

次ページにまいりまして、11月25日から市町村合併の先進地ということで、山梨県の白根町に行きまいりました。また、併せて全国町村長大会がございました。特に今年の全国町村長大会におきましては、合併の強制と地方交付税の削減に反対する緊急の特別決議がなされたところでありまして、併せて政府と全国議員にその要請活動をしてまいりました。なお、年が明けて2月に、全国の町村会と全国議長会が共催をして、緊急の総決起大会を開催する予定になると聞いております。以上であります。

[ 齊藤敏雄町長 降壇 ]

---

日程第3 議案第71号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第71号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

◎畑中栄和総務課長 議案第71号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合もこれらに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率割合を、12月支給分について、現行100分の255を100分の250に改正し、100分の5を減額し、年間支給率を現行100分の470を100分の465とするものであります。

条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成14年12月1日から施行する。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第72号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第72号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

◎畑中栄和総務課長 議案第72号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職及び教育長の期末手当の支給割合もこれに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率を、本則分で6月支給分について、現行100分の205を100分の225に、12月支給分について、現行100分の210を100分の240に改正し、3月支給分について、100分の55を廃止し、年間支給率を、現行100分の470を100分の5減額し、100分の465にするものであります。

次に、附則分といたしまして、現行平成17年3月までを、平成16年12月までの期間と改正し、12月支給分について、現行100分の210を100分の205に改正し、年間支給率を、現行100分の415を100分の5減額し100分の410にするものであります。

条例の本文については、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成14年12月1日から施行する。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、



吉川議員。

◎吉川幸一議員 ちょっとお聞きしたいんですけども、本来だったら100分の465になるところを、16年までが100分の410だという意味なのかどうか、もう1回ご説明を願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。本則分というのは、本条例で定めているものでありまして、附則分というのは昨年減額の議決をいただきました、平成17年3月まで3月手当を廃止するという条例を議決いただいておりますが、その分であります。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 そうしますと、現に100分の5は減額しているわけですから、ここであらためて減額するというのは、あくまでも本則に基づいて減額するという意味で、今回の0.05ですか、減額せざるを得ないと、そういう意味かどうか、もう1回ご説明願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の100分の5の減額につきましては、あくまでも人事院勧告に伴うものでありまして、職員、特別職、それからさきほど議決いただきました議員さんの分、それぞれ人事院勧告に伴って100分の5を減額するものであります。

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第73号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

◎畑中栄和総務課長 議案第73号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

3枚目裏側をお開きください。提案理由であります。公務員の給与について国、道、管内町村も改定及び改定見込みであることから、本町も人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて条例を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、1、給料表でございますが、全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は、マイナス1.93パーセント、金額にしてマイナス6千4円の引き下げでございます。

初任給の改定でございますが、高校卒では13万9千500円に引き下げるものでご

ざいます。短大卒で14万9千200円、大学卒で17万1千500円にそれぞれするものでございます。

2、期末・勤勉手当の改正ですが、期末・勤勉手当の支給率を、平成14年度につきましては、12月支給分を現行100分の210を100分の240に、3月支給分を現行100分の55を100分の20に、平成15年度以降につきましては、6月支給分を現行100分の205を100分の225に、12月支給分を現行100分の210を100分の240にそれぞれ改正して、年間支給率を現行100分の470を100分の5減額し、100分の465に改めるものであります。

3、扶養手当でございますが、配偶者、現行1万6千円を2千円引下げ1万4千円に、その他の扶養親族、子等のうち3人目以降でございますが、現行3千円を2千円引き上げて5千円にするものでございます。

4、特例一時金の廃止といたしまして、昨年新設いたしました特例一時金を廃止するものであります。

5、適用年月日であります。平成14年12月1日といたします。ただし、給与につきましては、4月からの年間給与について、実質的な均衡が図られるよう、12月の期末手当の額で調整を講じるものであります。

次のページ以下に給料表の新旧比較表を付けておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

前に戻りまして、条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、1、施行期日、2、最高号俸を超える給料月額の変更等、3、施行日前の異動者の号俸等の調整、4、職員が受けていた号俸等の基礎、5、平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置、6、平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置、7、規則への委任、8から10につきましては、関連する条例の改正でございます。8と9は職員の育児休業等に関する条例の一部改正等、10につきましては、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を、それぞれ規定してございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

◎石本洋議員 扶養手当の関係でお聞きしたいのですが、現在、町の職員の中に3人以上の子どもの数は、どの程度把握されているのか、お伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。扶養手当で3人以上に該当する職員でございますが、11名でございます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 現在のように少子高齢化時代と、こういうかたちの中で、今や戦時中と同じように「産めよ増やせよ」というようなことを言わなければならない時代ではございますが、今こういった扶養親族3人以上の子どもたちの数、今11人ということですから、全職員の出産可能な職員の中の割合としてはいいほうなのかなと思いますけれども、まず行政機関が範を示して、少子高齢化を改善するという気持ちでいけば、5千円なんていわないで1万円ぐらいにして、うんと子どもを作っていただきたいと、こうい

うふうに思うんですが、あんまり残業ばかり多くして、子どもを作る機会を失うようなことをやっているんでないですか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。少子高齢化の中で扶養手当の優遇をとということだと思いますが、給与制度につきましては、あくまでもこの間、人事院勧告のとおりと申しますか、国家公務員に準じて改正をいたしております。

石本議員のおっしゃる少子高齢化の優遇措置の意味も込めて、3千円が5千円に今回改正されたものだというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 これはご説明をいただかなくても分かるんですが、2千円が足りないという話をしているんですよ。2千円くらい増えたからといって3人目、4人目の子どもたちを支えていくための、現在の経済情勢なのかどうかということもお考えいただきたいなと。将来の子どもの教育なんていうことも考えますと、やはりどうしても2人以内で抑えようというのが人情ではないですか。

そういう面から、やはり率先して新得町ぐらいは扶養手当を1万円ぐらいにして、今後の給与改定のメリットを大いにピーアールしていただきたいなと、こう思います。以上です。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。確かにご指摘のとおり、3千円が5千円になったから扶養手当が満足かといいますと、私も3人目以降の子どもがいたら満足ではないのではないかというふうに思います。

しかし、給与制度といいますのはさきほどから申し上げておりますように、人事院勧告尊重で国家公務員に準じて執り行っておりますので、その辺ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 今回の提案理由にあります管内町村にも改定見込みであるというふうに提案されておりますけれども、どの程度改正されようとしているか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、12月の期末手当についてですけれども、4月からの年間給与について実質的均衡が図られるよう調整措置を講じると、このようになっておりますけれども、このことについてお伺いしたいと思っておりますけれども、不利益なことはさかのぼって適用されないとした不利益不そ及の原則に反するのではなからうかと、このように考えますけれども、この点についてお伺いしたいと思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。管内の給与改定の状況でございますが、正確にはおさえておりませんが、ほとんどの町村で人事院勧告に基づいて改定されたところもありますし、される見込みのところもあります。あくまでもどこの管内町村も、人事院勧告尊重で改定されるものというふうに思っております。

それから、今回の人事院勧告で期末手当の調整でございますが、不利益不そ及の原則に反するのではないかというご質問でございますが、今回の給与水準というのは、引き下げの改定であります。あくまでもそ及することなく、公布日の属する月の翌月の初

日から実施すると。すなわち12月から実施すると。4月からの年間給与については、実質的な均衡が図られるように、12月の期末手当の額で所要の調整を行うということでもありますので、あくまでも調整ということでありまして、そ及ではないというふうに判断いたしております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今の千葉議員と同じような質問でございますけれども、私は提案理由の中で1点、「改定及び改定見込みであることから」というこの文句は、ちょっと新得町本来の姿勢を逸しているのではないかと。私は提案理由は、人事院勧告尊重だから下げると。なにかよその町村が改定見込みであることから、本町も下げますよといったら本町そのものの姿が失われるんじゃないかなと。提案理由のことでちょっとクレームをつけたいなと私は思っております。

それから、12月の期末手当の額で調整措置を講ずるということは、増やすことですか、それとも、この「調整措置」という言葉をご説明願いたいとそのように思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。まず1点目、提案理由でございますが、いってみれば新得町の主体性がないのではないかとというようなことだと思うんですが、国、道、管内町村も改定または改定見込みであると。併せて本町も人事院勧告に基づいて改定をしたいということで、国、道、管内も人事院勧告を尊重してやっておりますので、こういう書き方をさせていただいております。

それから調整の関係ですが、増やすのかということではありますが、調整する額というのは、4月から11月に、いってみれば多く支給になった分をその分を調整で12月の期末手当で減らすというふうになりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第74号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第74号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第74号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第5号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,207万6千円を減額し、

予算の総額を75億11万7千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正では、さきほどご審議いただきました、議員、特別職及び職員の給与等の改正に伴う補正を各款で行っております。

なお、人事異動及び退職などに伴う増減も各款で調整しております。

この結果、議員分で382万6千円の減額、特別職分15万9千円の減額、一般職総体で4,071万2千円の減額となります。

9ページをお開き願います。4款の衛生費清掃センター管理費では、ごみの有料化に伴う試行を12月からスタートするため、清掃作業員増員分の賃金を計上しております。

10ページに移りまして、9款、消防費では、消防職員の給与等の改正並びに執行残の減と、長年懸案事業とされておりました消防庁舎建設に係る調査経費105万円を含め補正しております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

16款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 補正でもって、賃金が減額の補正をされております。これは先般の議員協議会の中でもありましたが、準職のマイナス分だと思いますが、準職は何パーセントぐらい減額したのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、日給・時給の賃金の人がいると思いますが、これは今回どのようにしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。準職員の給料の減額であります。準職員はご承知のように行政職給料表2表を使っておりますが、今回の平均改定率がマイナス1.8パーセント、金額にいたしまして4千243円ぐらいになるかなというふうに思っております。

それから、日給・時給者の取り扱いの関係ですが、日給・時給者につきましても、人事院勧告に基づきまして、同程度の引き下げを現在検討いたしております。職員とも話し合いをしている最中ですが、引き下げの時期につきましても、来年の4月1日以降というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 今、調整中ということでございますけれども、例えば時給ですと、現在八百いくらいですか。それから日給ですと六千いくらかありますけれども、予定としてはどのぐらいの引き下げにする予定か、分かったらお知らせください。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。あくまでも職員のほうに提案をして話し合いをしている段階でございますので、決定ではございませんが、パートにつきましても現在840円から、保育士の高い人で880円までの金額がございます。その金額につきまして一律800円にしたいということで話し合いを進めております。

それから、臨時事務等日額者につきましては、人勤に基づきまして2パーセントの減額ということで今、話し合いをいたしている最中であります。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 この人勤の趣旨には、地域の給与が勘案されるようになっているようですけれども、今お聞きしますと、時給ですと840円から880円ということですね。それと日額で2パーセントというんですが、新得町の一般の人との比較をした場合、時給にしても日額にしてもどのぐらいのクラスに入っているのか。普通なのか、高いのか、安いのか、分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。地域との比較でございますが、それぞれ各企業に聞いて調査はしておりますが、具体的に教えてくれるところと、教えてくれないところもあります。正確な数値というのはなかなか把握できないのかなと思うんですが、聞いた段階では、役場のパート・臨時含めて、安くはないと。高いほうではないかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 9ページ、清掃センターの管理費ということで、今回新たに有料化に伴う増員ということなんですけれども、有料化に伴ってどういう作業が増えるために増員しなければならないのか、何名の増員なのかお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げます。さきほど町長のほうから行政報告をされておりますけれども、11月の末までの間、各町内会に入りまして、ごみの有料化の懇談会を開催しております。約500名近い方が出席をしているんな意見が出されておりますが、今回補正をしたのは、12月1日から試行をするに当たって、ごみ袋の提供、あるいはシールの提供含めて臨機応変に体制をとるために、1名を当面3月まで配置をして様子を見ていこうと。それが順調にいけば4月から正式に有料化ということになるんですけれども、事前の作業としての人員を今回配置をしたということでございます。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 これは、パートというのかな、臨時の職員としての採用ということになるんですか。正職員でそれを対応することが不可能だったのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えをいたします。臨時職員で準職員を1名配置いたしました。ただ、正規職員の配置までいかなくても十分対応できるのかなと。特に、有料化というお話を提起することによって最近ごみが非常に多くなってきておりますし、その分については、現在の臨時職員で、残業をかけながら処理をしておりますけれども、今回1名増したことによって、その分の軽減も図られるというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第75号 平成14年度新得町営農用水道事業特別会計補正  
予算

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第75号、平成14年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第75号、平成14年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万1千円を減額し、予算の総額を1,757万7千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は、職員の給与等の改定に伴う補正でございます。

4ページに戻りまして、歳入の2款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第76号 平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正  
予算

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第76号、平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第76号、平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610万6千円を減額し、予算の総額を3億6,139万6千円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は、人事異動及び職員の給与等の改正に伴う補正でございます。

4 ページに戻りまして、歳入の4 款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第76号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第77号 平成14年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第77号、平成14年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第77号、平成14年度新得町水道事業会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては変更がございません。支出につきましては、1款の事業費の営業費用で、人事異動及び給与等の改正によりまして、給料、手当、法定福利費について、不用額が生じるための補正でございます。

同じく、1款の事業費の営業費用で、一般会計償還金利息を計上しておりましたが、営業外費用の支出が正当なために、今回変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第77号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。



よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。  
よって、平成14年臨時第6回新得町議会を閉会いたします。

( 宣 告 10時54分 )

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員